

事 務 連 絡  
平成 2 8 年 9 月 5 日

建設業者団体 御中

国土交通省土地・建設産業局建設業課

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

標記につきましては、平成 2 7 年 4 月 2 日、公正取引委員会から建設業者 2 社に対して消費税転嫁対策特別措置法第 6 条第 1 項に基づく勧告がなされたことを受け、同月 3 0 日付国土建推第 3 1 号（別添 1）で、消費税の円滑かつ適正な転嫁について貴会傘下会員への指導方お願いしたところですが、今般、別添 2 のとおり新たに建設業者 2 社に対する勧告がなされました。

つきましては、貴会傘下会員に対し、今般の勧告について周知されるとともに、建設工事の請負契約等における消費税の円滑かつ適正な転嫁について改めて注意喚起を行っていただくようお願いします。

国土建推第 3 号  
平成 27 年 4 月 30 日

建設業者団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁に関しては、既に、「消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守について」（平成 25 年 11 月 18 日付国土建推第 26 号）、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について（重点要請）」（平成 26 年 1 月 17 日付国土建推第 31 号）及び「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（平成 26 年 4 月 1 日付国土建推第 1 号）において、要請させていただいたところです。

先般、建設業者 2 社に対し、公正取引委員会から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（消費税転嫁対策特別措置法）に基づき、同法第 3 条第 1 号後段（買ったたき）の規定に違反する行為があったとして、同法第 6 条第 1 項に基づく勧告がなされました。

つきましては、建設工事の請負契約等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう、貴会傘下建設業者に対し、改めて、指導方お願いするとともに、消費税の転嫁拒否等の行為に関する相談を受け付ける政府共通の窓口である「消費税価格転嫁等総合相談センター」や各地方整備局等の「駆け込みホットライン」や地方公共団体に相談窓口を設置しているので、その活用について併せて周知いただくよう要請します。